時事新報

明治廿八年五月十五日 水曜日
舊曆乙未四月廿一日（壬戌）
（西曆一千八百九十五年）
年始より百三十五日 年末まで二百三十日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

●時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外逓送には此他後に揭ぐる逓送料を要す）

一號 貳錢五厘 ○一箇月 前金五拾錢 ○三箇月 前金壹圓四拾五錢 ○六箇月 前金貳圓八拾五錢 ○一箇年 前金五圓六拾錢 ○月曜日休刊（此他大祭祝日年始歳末に一切休刊せず）

●前金を受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報逓送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢

二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て發送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢

三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一箇月 金三拾錢

四 香港を經て發送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一箇月 金六拾五錢

五 露領浦鹽斯德、清國諸港 一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字二十四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行に付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる儀なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべきに付兼て廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの寡からず時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯る通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に寄稿する者あり又通信社へさへ寄稿すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方も多きが爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送りたる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

ニカラガ政府の強硬政略

[illegible]に據れば中央亞米利加のニカラガ國は曩に英國の副領事ハッチ氏を故なく國外に放逐したる廉を以て英國政府より謝罪を受け償金として一萬五千磅を要求せられたれども中々容易く其要求に應ぜざりしに英國は示威運動の目的を以て軍艦二艘を派遣し然るにニカラガ政府は尚ほ屈服せざるを以て遂に右の軍艦は最後の手段として同國のコリントを占領し陸戰隊を上陸せしめたり是に於てか流石のニカラガ政府も最早や此上に抵抗の無用なるを悟り英國の軍隊がコリントを引上げたる後十四日間に必ず償金を支拂ふべしとの旨を申出でたりと云ふ其後の模樣は如何なりしか未だ知るを得ざれども我輩は此事件に付き理非曲直の問題は別にして兎に角に小弱見る影もなきニカラガ國が世界第一の强國たる英吉利を相手にして實際自國の都市を占領せらるゝに至るまで抵抗を試みたる其忍耐と度胸とに感服せざるを得ず抑もニカラガは人口僅に三四十萬の小國にして海軍には一隻の戰艦なく陸軍とても現役豫備役を合せて漸く一萬餘人に過ぎず此最弱なる共和國が腕力の爭に英國を敵とするは所謂「蟷螂當車」の喩と一般にして斷じて勝利の機會なきは三尺の兒童もよく知る所なり到底敗るゝの外なきを承知しながら頑然最後切迫の場合まで强硬の政略を固守するは如何にも愚なるが如くなれども其實は決して愚ならず今度の一擧固より瘠我慢に相違なしと雖も彼の强大なる英國をして我れを壓制するには兎に角に軍艦を派遣して封鎖を宣告し要港を占領する等の非常手段を實行せざる可らずとの事實を悟らしめたるの利益は全く此瘠我慢の賜なれば假令ひ若しも然らずして最初英國より要求を申出したる時に到底自家の力の足らざるを計り戰ふも勝利の見込なしと斷念して一も二もなく其要求に應じたりしならば談判は誠に平穩無事に落着したるに相違なからんなれども一方に於て紛爭の敵手たる英國は勿論、其他の諸國も事の有樣を傍觀してニカラガの意氣地なきに一驚を喫するは必然にして同時に「彼れ弱國は誠に與し易きのみ少しく威を示して脅嚇するときは何事にても唯命是れ從ふ者なり」との觀念を起して自今一切の外交問題に就き其國の利益權理は恰も度外視されて顧る者なく歲月の後に至るまでも物は蔑れ事に當り常に諸外國に輕侮せらるゝ其損失の甚しかる可きは一時の封鎖占領などの苦痛に比して同日の談にあらざる可し或は到底屈服するのに定まりたる上は國土を占領せらるゝが如き汚辱を蒙らざる中に潔く讓歩して國の名譽を全ふするに若かずとの說もあらんかなれども愈よ最後の場合まで持耐へて實際の壓力に遭ふて挫折すると未だ立合ふまでに至らずして敵の權勢に辟易し只管無事に局を結ばんとするものと孰れが果して國の名譽を損すること多きや我輩をして云はしむれば後者こそ却て卑怯未練の事勢にして國の體面を汚辱するものと最も甚だしきものと斷定せざるを得ず況んや戰の勝敗は時の運に在り敗者必ずしも萬代の耻に非ず事の行掛りに由ては自から敗北を期して戰ひ果して敗して然る後に和を講じ由て以て自國の榮譽利益を繫ぎ止るの事例さへ少なからざるに於てをや我輩はニカラガ國の小弱を憐むと共に其國人の勇氣と其外交官の機敏大膽とを賞讚する者なり

雜報

○京都博覽會所見

京都五月十一日 特派員發

●今日の景況、將來の期望

四月一日博覽會開會以來去る七日に至るまで四週間の來觀者は無料入場者を除きて總計四十八萬六千百五十七人なりと云ふ之を第三回博覽會の當時に比すれば其四週間の總計三十六萬四千二百八十六人なるを以て差引十二萬二千餘人の多數を占めたる割合なり開會當初は始めて東京以外に開設したるのみと云ひ其場所は人口の一點より云ふも東京の四分一に過ぎざる京都府にして時に軍國多事、萬衆目に爲すべき折柄なれば誰も時も進だ面白からず博覽會の前途は如何あるべきと爲に懸念して其判斷に苦みたる者も尠からず然るに事の實際は豫想外にも斯る盛況を現はせしは此上もなき仕合にして爲に懸念せし人も之を見ては胸裏渙然として愁眉を開きたるのみならん博覽會が斯る盛況を現はしたる其遠因は世間人心の一般に實業に歸嚮したる結果として無論喜ぶべき事なれども其近因に至りては種々樣々にして例へば海陸運輸の便第三回の時に較べて大に開通せしのみ、京都及び近接各府縣の擧て種々の催しを爲し以て人心を誘引したるのみぞ、之に加ふるに開會當初より天候甚だ宜しく旅客の往來に好都合なりしのみぞ一々數へ立つれば際限あるべからず互に相待て今日の盛況を致せしのぞなるべし然れども其近因中の近因として注目すべきは博覽會々場のみにして前三回は毎に東京に於て開會したれども今度は桓武天皇平安遷都一千一百年の佳辰に方りたるを以て初めて此地に開會するのみぞ〻なり從來の慣例を破りて東京以外に移したるの一事は非常の影響を及ぼし開設地の京都は云ふまでもなく近接各府縣の人心一般に興起して官民共に奨勵奮發したるの事實は恰も隣村の祭禮を羨望したる後、居村の祭禮に一際力瘤を出すが如く人性自然の勢ひにして其結果は同地方の出品物に付て見るを得べし而して來觀者の如きも中國、四國及び九州一帶は是れ迄開設地の遠く隔たりたる爲め毎回見物せんと欲して見物する能はず空しく風說を聞て思ひを焦すもの多かりしのみとなれば今回を幸機として陸續來觀し現に日々入場者の多分は是等の地方の人々を以て充たせるが如し左れば博覽會今日の盛況は京都に開設したるの結果與りて力ありと云はざるべからず尤も世間人心の實業に歸嚮し海陸運輸の大に開通せしのみと等は全國共通のみぞにして京都地方に限り特別の關係あるにあらず假令ひ東京に開設するも一回は一回より盛況なるべきは勿論の次第なれども余輩が特に博覽會今日の景況を見て將來に注文したき一事は他にあらず其開設地を從來の如く一箇所に限らず今後は東西二箇所に交〻開設すべしと云ふと是れなり前にも云へるが如く居村の祭禮に奔走して疲勞を知らざるは自然の人情なれば大切の祭禮を一箇所に限るは隣村の熱心を起さしむるの策にあらず現に今回の如き開設地及び近接地の人々は揃ひも揃ふて居村的根性を起し一方には製造出品を力むる實業家あれば他の一方には無數なる來觀者多くして實業上の智識を開拓傳布し有形無形の利益は決して少小ならず中國、四國筋の微賤なる職工輩の來觀するもの多きを見ても將來に及ぼす結果の少からざるを推量すべし開設所柄なれば當局者の奮勵奔走は格別[illegible]方より呼集め工事を指揮し監督する[illegible]らざる上に前途を懸念せざるを得[illegible]斯る盛況を致し利益を將來に遺すに[illegible]せば居村的根性に外ならず故に開設[illegible]ず東西二箇所となし其東は無論東京[illegible]大坂交はる〻之に當らしむる等[illegible]合によりて好分別あるべきも兎に角[illegible]止めて其區域を自由にし以て居村[illegible]しむるは生產振作、實業獎勵の目的[illegible]翼望すべきみとなるべし論より證據[illegible]樣を見て將來斯くあらんのを切望[illegible]

○似嶋檢疫所工事の一

[illegible]休憩室の傍に理髮室あり又休憩室に[illegible]品預所あり携帶品を預け又髮を理[illegible]來れば番を追ふて浴室に赴くなり浴[illegible]拭交付所あり此處にて手拭を受取り[illegible]く浴室は上長官（甲）士官（乙）下士[illegible]丁）の四區に分ち丙室最も廣く丁室[illegible]乙の二室は丙室の南に在りて相隣接[illegible]溫湯あり淨水溫湯あり又冷水あり脫[illegible]り數層の棚を設け衣を脫して此棚に[illegible]は後に開き掛員來りて此脫衣を纏め[illegible]りて消毒室に送り六箇の消毒房に分[illegible]を蒸し後乾燥せしめ順次着衣場に[illegible]浴室に入り浴し畢りて室を出づれば[illegible]之を着し他側の休憩所に入るなり[illegible]下士以下とを區別すと雖も室の體裁[illegible]所と同一なり此休息所より着衣場に[illegible]己の衣服を着換え又消毒濟の携帶品[illegible]所に赴くなり故に同一構造の休憩所[illegible]前の休憩所にして後者は消毒濟の休[illegible]毒所一區の建物を消毒の濟否に依り[illegible]不潔の側にして他方は清淨の部とな[illegible]に內務省所管の檢疫所を見たるもの[illegible]屋の構造粗にして消毒の順序亦敢て[illegible]本嶋の檢疫は規模大にして汽罐六個[illegible]所をも設けて海岸及び各室に點燈し[illegible]を便にし一回二時間にして二百人の[illegible]し事情の許すありて內務省の現に實[illegible]き程度の消毒法を行へば一回三百名[illegible]を濟すに難からざるべしといふ

又本所內に敷設する輕便鐵道は現在[illegible]此消毒所の一部內と之に近接する倉[illegible]止め他部に及ばさずといふ

●●●停留所 右の如く二時間毎に二百人[illegible]算なれば消毒濟みの無病者を入るべ[illegible]廣からざるを得ず本所の構造は各棟[illegible]間寛にして入棟苑は北前側に並行せ[illegible]間許の間隔を取らしめ又南側の入棟[illegible]間は五間の間隔を取り偶は一棟を隔[illegible]となす等なれば飾り廿四棟の平家を[illegible]辨ずべく而して一人凡そ疊一枚强の[illegible]人を收容し得る見積りなりと戰地に[illegible]多の艱難辛苦を嘗めたる其上に究屈[illegible]經來りて故國の青山綠水を眼前にし[illegible]